

# 契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

金融商品取引業者  
(第二種金融商品取引業)  
株式会社LENDEX  
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-1-11郁文堂青山通りビル

この説明書には、お客様が、株式会社LENDEX LOAN（以下、「LENDEX LOAN」と言います。）との間で匿名組合契約を締結し、匿名組合出資持分を取得していただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、本匿名組合契約の特性をご理解のうえお申込み下さい。ご不明な点は、ご契約締結前にご確認ください。

なお、この説明書で用いられる語句については、別途特に指示のない限り、別紙定義集に記載する意味で用いられるものとしますので、ご参照いただきながら、この説明書をご覧ください。また、LENDEX LOANとの間の匿名組合契約において適用されることとなる、匿名組合契約約款（以下、「匿名組合契約約款」といいます。）及び取引約款（以下、「取引約款」といいます。）を参照している箇所もございますので、匿名組合契約約款及び取引約款も適宜ご参照ください。なお、株式会社LENDEX（以下「当社」といいます。）は、匿名組合出資持分についての私募の取扱いを行います。

## お客様のご判断に影響を及ぼすこととなる特に重要な事項

### (金融商品取引契約の概要)

お客様が本匿名組合契約に基づき行う出資は、LENDEX LOANが行う貸付事業（以下「本営業」といいます。）を対象とするものであり、お客様は出資によって匿名組合出資持分（以下「本匿名組合出資持分」といいます。）を取得します。LENDEX LOANは、お客様が出資した金銭を原資として、LENDEX LOANと本借入人との間で締結される金銭消費貸借契約に基づき、本借入人に対し金員を貸し付けます。お客様への配当・償還は、本借入人からの元本及び利息の返済金を原資として行います。

お客様の出資対象事業持分の取得は、当社による私募の取扱いの方法により行います。

### (本契約による損失のリスク)

お客様とLENDEX LOANとの間で締結する匿名組合契約は、LENDEX LOANが行う貸付事業へ出資していただくものであり、元本が保証されているものではありません。お客様の出資金について、LENDEX LOAN及び本借入人等の信用状況等により損失が発生する恐れがありますので十分ご注意ください。

## 手数料等の諸費用について

1. お客様には出資金及び収益より、以下の手数料をご負担いただきます。お客様が本営業により取得する分配金は、本営業の遂行に必要となる費用を控除した後の残額になります。なお、当社への手数料は、LENDEX LOANが下記営業者報酬の中より支払います。

(1) 営業者報酬

出資金及び収益より、別紙（営業者報酬について）記載の手数料率に基づき計算された営業者報酬をお支払いいただきます。

(2) その他の費用

本借入人等が約定返済日の翌日以降、債務の支払いをしない場合に発生することとなる次の費用

- ・ LENDEX LOANが本貸付債権の回収を行う場合に発生する、交通費、集金代行等に要した費用
- ・ LENDEX LOANが本貸付債権の回収を弁護士又は債権回収会社等（以下、「弁護士等」といいます。）へ委託する場合には、当該弁護士等へ支払うこととなる回収事務委託手数料
- ・ LENDEX LOANの裁量で担保権の実行をする場合には、当該担保権の実行に要した費用
- ・ LENDEX LOANが本貸付債権を第三者へ債権譲渡する場合に、当該債権譲渡に要した費用

2. 本契約に関して、お客様が当社の預託金専用銀行預金口座に預託金を送金する際、お客様に銀行振込手数料をご負担いただきます。

3. LENDEX LOANは、本営業に関する貸し付けに関して、借入人から別途融資実行手数料を取得する場合がありますが、当該手数料はお客様に対する分配の対象となる利益には該当いたしません。

## 匿名組合契約締結にあたってのリスクについて

匿名組合出資は、元本が保証されているものではありません。匿名組合出資持分の取得にあたりましては、本書をあらかじめよくお読みいただき、特性やリスクを十分にご理解いただいたうえで、お客様ご自身の判断と責任において取引していただきますようお願い申し上げます。

以下には、本匿名組合出資に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しておりますが、本匿名組合出資に関するすべてのリスクを網羅したものではございません。お客様において、自らの責任で、必要に応じて、各専門家に相談する等して、投資判断を行ってください。

### 1. 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動等により損失が生ずるリスク

匿名組合出資持分は、取引の参考となる気配や相場はなく、匿名組合契約上、譲渡が認められていないため、分配を受ける以外の方法による換価を行うことは一般に困難であり、市場価格はございません。しかし、一般に金利が上昇する場面においては、貸付債権の価値が下落するため、他の商品と比較して相対的に、本匿名組合出資持分の価値も下がるおそれがあります。

### 2. 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動等による損失の額が、お客様が預託すべき委託証拠金その他の保証金等の額を上回るリスク

ございません。

### 3. 有価証券の発行者その他の者の業務又は財産の状況の変化等によって損失が生ずるリスク

- (1) お客様は、LENDEX LOANが借入人に対し、金銭を貸し付ける事業に対して出資することとなります。そして、借入人等からLENDEX LOANに対する貸付金の返済及び利息の支払いの一部が、LENDEX LOANからお客様への出資金の返還及び利益分配に充てられることとなります。従いまして、借入人等からの返済が滞ったり、借入人等の信用状況が悪化したりする等により、お客様が出資した元本額が欠損する等の損失が発生する場合があります。
- (2) 保証人を付した貸し付けであったとしても、同様に保証人の信用状況が悪化する等により、お客様の出資した元本額が欠損する等の損失が発生する場合があります。
- (3) LENDEX LOANは貸し付けを行うにあたり、借入人等より以下の担保権を取得する場合があります。
  - A: 不動産抵当権 (※1)
  - B: 不動産根抵当権 (※2)
  - C: 質権 (※3)

D: 売掛債権への担保権

E: 動産、その他への担保権

このような担保権を取得した場合で、借入人等からの返済が滞った場合、最終的には上記の担保権を実行する等して貸付金の回収を図ります。なお、LENDEX LOANは担保権を取得するにあたり、当該担保を評価しますが、担保価値の低下や借入人等の信用力の低下等により、貸付債権が全額担保されない状況となった場合、お客様の出資した元本額が欠損する等の損失が発生する場合があります。

(※1) 抵当権については、不動産市況や賃料水準その他経済的要因による価値の下落、土壌汚染等その地に内在する瑕疵による価値の下落、災害等の外的要因による価値の下落、賃貸借関係の紛争等に起因する価値の下落が発生する場合があります。

(※2) 根抵当権については被担保債権の元本が未確定であり、今後債権者と債務者との間で別途金銭消費貸借取引その他を実施する場合には、当該取引に基づく債権も被担保の範囲に組み込まれることから、個別の貸付債権に対する担保としての価値が希釈化するおそれがあります。

(※3) 質権設定する担保物、売掛債権、動産においても上記担保権と同様のリスクを内在します。

- (4) LENDEX LOANは、お客様から、匿名組合契約に基づく出資金を受けるとなりますが、当該出資金は、出資され、LENDEX LOANの口座に入金された段階でLENDEX LOANの財産となります。従いまして、LENDEX LOANの信用状況が悪化した場合には、お客様に対して当該出資金の全額を返還することができなくなり、その結果として、お客様の出資金等が欠損する等の損失が発生する場合があります。
- (5) LENDEX LOANに法的な倒産手続や任意整理の手続が開始することによって、お客様の匿名組合出資持分が無価値となり、当該匿名組合出資持分の価値が大きく消失するリスクがあります。
- (6) 当社は、お客様からLENDEX LOANに対する出資金の預託を受け、又は、LENDEX LOANからお客様へのお出資金返還金及び配当利益の預託を受けるとなります。お客様から送金していただきます預託金（出資準備金）は、当社の預託金受入専用銀行口座に入金された時点で当社の財産となります。当社は、お客様からお預かりした預託金を保全するため、日証金信託銀行株式会社との間で、信託契約を締結しており、お客様から預託金を預かった場合、速やかに当該預託金を、信託口座に送金することで、保全措置を講じております。しかしながら、お客様から預託金を預かってから、信託口座へ送金が完了するまでの間にタイムラグがあることから、当社の信用状況が悪化した場合には、お客様に対して預託金及び匿名組合契約に基づく出資金（以下「出資金等」といいます。）の全額を返還することができなくなり、その結果として、お客様の出資金等が欠損する等の損失が発生する場合があります。

(7) 当社又はLENDEXLOANが利用する金融機関（銀行及び信託会社を含む。）が破綻した場合、当社及びLENDEXLOANの業務に重大な支障が生じ、お客様に損失が発生する場合があります。

(8) 本匿名組合の組成のために営業者が本匿名組合契約と同様の様式で他の出資者と締結する他の匿名組合契約（以下「他の匿名組合契約」といいます。）に基づき営業者に対して出資している他の出資者が破産手続開始の決定を受けた場合、当該他の匿名組合契約は終了します。本匿名組合契約においては、終了した他の匿名組合契約に係る清算金の支払いについては、本営業にかかるすべての出資者の匿名組合契約が終了する時まで留保することができますこととなっています。しかし、何らかの事情により本事業の継続が不能となる前に他の出資者の管財人等から営業者に対し出資金の返還、清算金の支払い等を請求され、かかる請求が認められた場合には、本事業へのキャッシュフローに影響を与える可能性があります。なお、他の出資者につき破産手続開始の決定を受けた場合であっても、本匿名組合契約の有効性には、何ら影響はありません。

4. 有価証券の発行者その他の者の業務又は財産の状況の変化等による損失の額が、お客様が預託すべき委託証拠金その他の保証金等の額を上回るリスク  
ございません。

#### 5. その他のリスク

(1) 本営業に関連する税法の規定又はその解釈に変更が生じた場合、本営業における税負担が想定外に増加する可能性があります。

(2) 本営業の遂行に影響を与える法制度の変更が行われる可能性があり、その場合、本営業における収益の減少又は費用の増加がもたらされる可能性があります。

(3) 金融市場の混乱、LENDEX LOANその他の関連する当事者の事務的過誤、地震、台風、火災その他の自然災害、又は戦争、内乱、テロその他の人為的災害により、本営業の遂行に重大な支障が生じた結果、本営業の収益の減少又は費用の増加がもたらされる可能性があります。

(4) 本匿名組合出資持分は、取引の参考となる気配や相場はなく、匿名組合契約上、譲渡が認められていないため、分配を受ける以外の方法による換価を行うことは一般に困難です。

## クーリング・オフについて

1. お客様は、匿名組合契約の申込みをした日から起算して8日（土日祝日を含みません。）を経過するまでの間は、下記の方法で本匿名組合契約の申込の撤回（以下「クーリング・オフ」といいます。）をすることができます。（なお、金融商品取引法第37条の6に基づくクーリング・オフの規定の適用はございませんので、同条に基づく解除を行うことはできません。）
2. クーリング・オフを希望されるお客様は、本サービス「よくある質問」ページの「サービスについて」-「投資お申込の撤回について」項目に記載の手順にしたがって、クーリング・オフの手続きを行うものとします。
3. クーリング・オフは、1回の投資申込の全額についてのみ行えるものとし、投資申込金額の一部のみのクーリング・オフは行えないものとします。また、1つのファンドに複数回に分けて投資申込を行っている場合又は複数のファンドに投資申込を行っている場合、投資申込ごとにクーリング・オフの手続きを受け付けるものとします。
4. 上記に定める方法によらないクーリング・オフの申出は、受け付けられません。

## 金融商品取引契約の概要

- (1) お客様がLENDEX LOANとの間で締結することとなる契約は、商法第535条に規定される匿名組合契約です。
- (2) 匿名組合契約とは、当事者の一方が相手方の営業のために出資をし、その営業から生ずる利益を分配することを約するものであり、お客様とLENDEX LOANが締結することとなる匿名組合契約においては、お客様が出資者、LENDEX LOANが営業者となります。出資の対象となる営業は、本借入人との間で金銭消費貸借契約を締結して、お客様から出資いただいた資金を貸し付け、その元本の返済及び利息の支払を受ける営業であり、当該金銭消費貸借契約に基づいて本借入人等が返済する元本がお客様の出資金の返還原資となり、同様に本借入人等が支払う返済利息からLENDEX LOANが受けるべき手数料及び本営業を遂行するために要する諸費用を差し引いた残額がお客様に対する利益分配の原資となります。
- (3) 当社は、本匿名組合契約の私募取扱者として、本匿名組合員を対象として出資持分の取得の申込みの勧誘など（以下、「本私募の取扱い」といいます。）を行います。

## 当社とLENDEX LOANの利害関係の状況

当社は、LENDEX LOANの株式の100%を保有しています。また、当社の役員が、LENDEX LOANの役員を兼務しています。

## お客様にお支払いいただく手数料など諸費用について

上記2頁「手数料等の諸費用について」に記載のとおりです。

## 匿名契約締結にあたってのリスクについて

上記3頁「匿名組合契約締結にあたってのリスクについて」に記載のとおりです

## 契約終了の事由について

お客様とLENDEX LOANが締結することとなる匿名組合契約は、以下のいずれかに該当する場合には、自動的に契約終了となります。

- (1) 借入人等から支払われた本貸付債権の元本及び利息等の分配を全て完了した時点
- (2) 借入人等について、破産手続き開始、民事再生手続き開始等の倒産手続き開始の決定がなされ、当該手続において、本貸付債権に関する最後配当を受け、その分配を完了した時点
- (3) 借入人等について、本貸付契約に関する特定調停、私的整理その他債務整理の手続（法的手続であるか否かを問いません。）が開始され、当該手続において示された返済計画について、営業者であるLENDEX LOANがその合理的な判断に基づき当該返済計画を承諾し、借入人等より当該返済計画に基づく支払を受け、その分配を完了した時点
- (4) 営業者であるLENDEX LOANが本貸付債権を第三者（但し、営業者の完全子会社を除く。）に譲渡し、その売却代金の分配を完了した時点
- (5) お客様、またはLENDEX LOANが破産手続き開始の決定に至った場合
- (6) 上記の規定にかかわらず、匿名組合契約約款第19条1項各号の場合には、LENDEX LOANはお客様に通知した上で、お客様とLENDEX LOANが締結した匿名組合契約を解除することができます。

## 本契約に関する租税の概要

- (1) 本契約に基づき、お客様が出資割合に応じて受領する利益分配金は、雑所得（※1）として総合課税され、当該金額の20.00%相当額（但し、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に確定した利益分配金に関しては復興特別所得税を含めた20.42%（※2））が税法に基づきお客様の所得税として源泉徴収されます。そのため、実際にお客様に支払われる金額は、当該分配金から源泉徴収分を控除した後の金額となります。
- (2) お客様が法人の場合には法人の国内所得として、又、個人である場合には個人の所得として税金の申告をお客様ご自身で行う必要があります。
- (3) その他、租税に関する詳細については、税理士等の専門家にご確認ください。  
（※1）お客様によっては、雑所得として認識されない場合もございますので、税理士等の専門家にご確認ください。  
（※2）税率は現在のものであり、将来にわたって保証されるものではありません。

## 匿名組合出資持分の譲渡にかかる制限の有無について

お客様は、匿名組合契約約款24条に規定するとおり、LENDEX LOANの事前の書面による承諾無く、匿名組合契約に係る出資持分を譲渡または担保に供し、その他の処分をすることができません。

## 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

- (1) 当社は、LENDEX LOANに金銭の借入を申し込んだ者（以下、「借入希望者」といいます。）に対して金銭を貸し付ける営業に出資して資産を運用したいという意向をお持ちの方（以下、「出資希望者」といいます。）を本ホームページ上において募り、LENDEX LOANが出資希望者から出資を受けた資金により、借入希望者に対して貸し付けを行う取引に際して、かかる出資の私募の取扱いをいたします。
- (2) 上記の取引の方法としては、以下のとおりとなります。
  - ① お客様は、当社に取引口座を開設し、預託金専用銀行預金口座に匿名組合出資金を預託していただきます。
  - ② お客様は、本ホームページ上において、別紙1「条件表」記載の申込期間内に、本借入人に対する本営業に出資するための出資申込手続きを行っていただきます。
  - ③ 出資申込手続きに基づき、お客様が上記本営業に出資する条件を満たし、本匿名組合契約が成立した場合には、当社は上記お客様の預託金専用銀行預金口座からLENDEX LOANの銀行預金口座に、お客様から預託を受けていた出資金を送金いたします（上述のとおり、当社はお客様から受け取った預託金を、日証金信託銀行株式会社に信託して分別管理します。この場合、当社は、日証金信託銀行株式会社に指示を出し、当社お客様の預託金専用銀行預金口座からLENDEX LOANの銀行預金口座に送金いたします。）。
  - ④ LENDEX LOANは、当社（又は日証金信託銀行株式会社）から当該出資金を受け取った場合、当該出資金の全額を本借入人に貸し付けて金銭消費貸借契約を締結し、本借入人等から元本の返済及び利息の支払を受けます。
  - ⑤ LENDEX LOANは、計算期間毎に、本営業により生じた利益及び損失を分配し、分配すべき現金がある場合には、当社の預託金専用銀行預金口座に送金いたします。

## 出資対象事業持分取引契約に関する事項

- (1) 申込期間  
別紙1「条件表」に記載のとおり
- (2) 目標募集金額  
別紙1「条件表」に記載のとおり
- (3) 出資対象事業持ち分の形態  
商法第535条に基づく匿名組合出資持分
- (4) 出資対象事業持分取引契約の締結の申込に関する事項、及び出資または拠出をする金銭の払込みに関する事項
  - ① 取引口座の開設  
お客様は、取引約款第3条の規定に従い、LENDEX LOANと匿名組合契約を締結するため、本ホームページ上で当社との取引口座の開設をしていただきます。

## ② 出資金等の預託

お客様は、下記④による本営業に関する匿名組合契約の申込みを行う前に、本営業に対してお客様が出資しようとする資金を当社の預託金専用銀行預金口座へ送金し預託していただきます。お客様は、同資金の入金確認後により、出資申し込み手続きをすることができます。なお、この際の振込手数料はお客様の負担となります。また、お客様は、当社に対し、LENDEX LOANが分配又は償還する金銭を預託します。

## ③ 出資金等の管理方法

- a. 当社は、本匿名組合出資持分の取得の勧誘に関して、お客様から受け入れた金銭を、法令に従って、日証金信託銀行株式会社に信託して管理します。また、預り金信託開始日前及び出金等のために一時的に当社にて管理する際は、当社の固有財産とは別の下記預り金専用の銀行預金口座に預金し、分別管理するものとします。

### 【分別管理専用銀行預金口座】

銀行名	PayPay銀行株式会社
支店名	ビジネス営業部
預金の種類	普通預金
口座番号	1315340
名義	株式会社LENDEX 投資家資金口

## ④ 契約締結の申込

- a. 当社は、取引約款第6条の規定に従い、本ホームページにおいて本営業を含むローンファンドを表示するものとします。
- b. お客様は、ローンファンドの中から、出資を希望するローンファンドを選択して、申込画面の流れに従って、本契約の申込みを行うものとします。
- c. 上記bの申込み後、別紙1「条件表」記載の申込期間内に最低成立金額に到達した場合でかつ、ファンド成立予定日においても最低成立金額を満たしている場合、LENDEX LOANがお客様の匿名組合契約の申込について承諾し、その旨の通知することにより、LENDEX LOANとの間で本貸付契約及び匿名組合契約が成立するものとします。LENDEX LOANが定める申込期間内に最低成立金額に到達しなかった場合、当該匿名組合契約は成立しません。
- d. 当社は、上記cのとおり本匿名組合契約が成立した場合に限り、お客様が預託した金員のうち、本営業のためにお客様が出資する金額に相当する金額を、本匿名組合員出資金としてLENDEX LOANの口座に送金する（上記日証金信託銀行株式会社に信託を行っている場合は送金指示をする）ものとし、契約不成立の場合には、当社は、お客様から受け取った預託金を上記③aの方法により引き続き管理します。
- e. 募集期間及び目標募集金額は、別紙1「条件表」のほか、本ホームページにおいて本ローンファンドの募集要件の箇所に記します。
- f. 募集期間の終了又は募集期間の終了前であっても、本ローンファンドの目標募集金額に相当する金額に達した時点で、直ちに募集が成立するものとし、当社は募集手続を終了するものとします。目標募集金額を上回る応募があった場合、先着順とし、目標募集金額を上回る申し込みは無効なものとして扱います。
- g. 募集期間の終了までに、匿名組合員出資金の総額が最低成立額に達しなかった場合、本匿名組合契約は成立しません。この場合、当社は、お客様から受け取った預託金を上記③aの方法により引き続き管理します。上記fのとおり募集手続が終了した場合であっても、(i) クーリング・オフの結果最低成立金額を下回った場合、(ii)本借入人から借入辞退の申出があった場合、又は(iii)募集開始日から本貸付契約に基づく貸し付けの実行までの間に、本借入人等に対して新たに判明した事実、本契約の特性並びに金融商品取引法、貸金業法及び関係法令の遵守に鑑み、本借入人との間で本貸付契約を締結しないことを当社が判断した場合も同様に本匿名組合契約は成立しません。この場合のお客様から受け取った預託金の管理に関しては上記と同様とします。

- (5) 出資対象事業持分にかかる契約期間  
別紙1「条件表」に記載のとおりです。但し、本貸付契約に基づき期限前弁済がなされる場合には、その時点までとし、本借入人等が債務不履行となった場合には、本貸付期間を超えて契約が継続する場合があります。
- (6) 出資対象事業持分にかかる解約に関する事項  
本契約は、クーリング・オフの場合を除き、お客様の都合による解約はできません。クーリング・オフの方法、内容については6頁「クーリング・オフについて」をご覧ください。
- (7) 出資対象事業持分にかかる譲渡に関する事項  
お客様は、LENDEX LOANの事前の書面による承諾無く、本出資持分を譲渡し、又は担保に差し入れるなど、いかなる処分も行うことができません。
- (8) 損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項  
本匿名組合契約第29条には、LENDEX LOANが、次の各号から生じる事由から本匿名組合員に直接又は間接的に生じる一切の損失、損害、費用について免責される旨の規定がございます。
- ① 本匿名組合員の口座番号、パスワードその他のセキュリティ事項の悪用
  - ② 営業者に故意又は重大な過失ある場合を除き、本匿名組合員、借入人、営業者又は第三者が使用する通信システム、インターネット又はコンピューターシステム（本募集システムを含む）の故障、誤作動又は悪用
  - ③ 営業者に故意又は重大な過失ある場合を除き、本借入人の貸付契約申込に関する虚偽の事実の告知、又は虚偽の文書の行使に対して、商法第539条に基づいて、本営業にかかる財産の状況を確認することができます。
- (9) お客様の権利及び責任の範囲に関する事項
- ① お客様は、LENDEX LOANに対して、商法第539条に基づいて、本営業にかかる財産の状況を確認することができます。
  - ② 本営業にかかる財産の所有権は、全てLENDEX LOANに帰属し、お客様はこれに関して持分又は所有権その他如何なる権利も有しません。
  - ③ お客様は、LENDEX LOANとの匿名組合契約に関して、本匿名組合員出資金の額の範囲内でのみ、責任を負います。
  - ④ LENDEX LOANは、本営業に係る財産が損失により減じた場合には、本契約に基づいてお客様に出資いただいた本匿名組合員出資金の額を限度として、当該損失にお客様の出資割合を乗じて得られる金額を分配します。
- (10) 出資対象事業持分の内容  
お客様が本契約に基づいて取得される本出資持分は、商法第535条に規定される匿名組合契約に基づく出資持分です。お客様は、本契約に基づき、本営業から生ずる収益について、その分配を請求する権利を有しております。
- (11) 出資対象事業持分についての金融商品取引法上の開示義務について  
本匿名組合出資持分について、金融商品取引法上の開示は義務付けられていません。

## 出資対象事業の運営に関する事項

### (1) 出資対象事業の内容及び運営の方針

お客様が出資する対象事業は、LENDEX LOANが本ローンファンド内の複数の借入人との間で金銭消費貸借契約を締結し、金員を貸し付け、その貸付金元本及び利息等の支払を受ける事業です。LENDEX LOANは、貸金業登録を受けた貸金業者（東京都知事(2)第31859号）であり、上記事業に関し、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に則り、資金需要者等の利益を尊重し、適正に運営して参ります。

### (2) 出資対象事業の運営体制

お客様が出資する対象事業の運営に係る体制の概要は以下のとおりです。

#### ① 金銭の貸付業務に係る体制

LENDEX LOANの業務部が当該業務を実施します。

#### ② 貸付金元金及び利息等の回収業務に係る体制

LENDEX LOANの業務部もしくはLENDEX LOANが契約する外部の債権回収業者が当該業務を実施します。

#### ③ 回収金等の分配業務に係る体制

LENDEX LOANの業務部が当該業務を実施します。

### (3) 出資対象事業持分の発行者の商号、名称または氏名、役割及び関係業務の内容

商号	株式会社LENDEX LOAN
役割	匿名組合出資持分の発行及び本営業の運営
関係業務の内容	匿名組合出資対象事業たる金銭消費貸借契約の締結、貸付債権の管理及び回収

### (4) 出資対象事業の運営を行う者の商号、名称または氏名、役割及び関係業務の内容

上記(3)に同じ

### (5) 出資対象事業から生ずる収益の配当または出資対象事業にかかる財産の分配の方針

LENDEX LOANは、本営業に関し、借入人等から貸付金元本及び利息等の支払を受けた場合には、お客様に、配当原資に本匿名組合員出資割合を乗じた金額を分配します。ただし、前計算期間からの累積損失がある場合には、分配額の算定にあたって、当該損失を控除します。

### (6) 事業年度、計算期間その他これに類する期間

お客様とLENDEX LOANの間における匿名組合契約においては、各計算期間を、毎月1日（同日を含む。）から末日（同日を含む。）までの1ヶ月間とします。ただし、初回の計算期間は、本貸付契約にかかる貸付日から、当該貸付日の直近に到来する1日が属する月の末日までとします。決算期は別紙1「条件表」に記載のとおりです。

### (7) 出資対象事業にかかる手数料等の徴収方法及び租税に関する事項

#### ① 営業者報酬

LENDEX LOANは、本営業に関して、借入人等から弁済を受けた額（元本、利息及び遅延損害金）からお客様へ分配する額等を控除した金額を本営業に関する報酬として取得いたします。詳細については、別紙「営業者報酬」をご参照下さい。なお、当社への本私募の取扱いに関する手数料は、LENDEX LOANが当該営業者報酬の中より支払います。

#### ② 諸費用に関する事項

その他、匿名組合契約約款第6条第3項(2)の(i)(ii)及び(v)の費用については、同約款第10条から第13条の定めに従い、回収金より控除するものとします。

③ 租税に関する事項

各当事者は、各当事者間における取引に関して各当事者に課される租税のすべて（お客様に対して行われる利益の分配に課される税金を含む。）につき、自らこれを負担するものとします。なお、お客様は、お客様に対して行われる利益の分配に関して課される税金相当額をLENDEX LOANが源泉徴収することにつき同意するものとします。

④ その他

LENDEX LOANは、本営業に係る貸付に関して、借入人から別途融資実行手数料を取得する場合がありますが、当該手数料はお客様に対する分配の対象になる利益には該当いたしません。

(8) 分別管理の方法

LENDEX LOANは、匿名組合員の出資金等、借入人等からの貸付金元本返済金及び支払利息金等を一括して、LENDEX LOANの固有財産を保管する銀行預金口座とは別の預り金専用の銀行預金口座に預金し、分別管理します。LENDEX LOANは、匿名組合員の出資金等、借入人等からの貸付金元本返済金及び支払利息等その他本営業に係る財産を、本営業と同種の他の匿名組合に関する出資金等と適切に区分して経理します。分別管理専用銀行預金口座は下記の通りです。

【分別管理専用銀行預金口座】

銀行名	PayPay銀行株式会社
支店名	ビジネス営業部
預金の種類	普通預金
口座番号	5627864
名義	株式会社LENDEX LOAN 投資家資金口

(9) 分別管理の実施状況及び当該実施状況の確認を行った方法

① LENDEX LOANにおける分別管理の実施状況

LENDEX LOANは、各計算期間毎に分別管理の実施状況の確認を予定しておりますが、本書作成日現在、該当事項はありません。なお、前記分別管理専用銀行預金口座への出資金の払込みを受け次第、前記記載の方法による分別管理を実施いたします。

② 実施状況の確認方法

毎月末日、LENDEX LOANの業務部が前記分別管理専用銀行預金口座の入出金状況を確認するなどして、分別管理がなされていることを確認し、当社はLENDEX LOANが確認を行った内容について、毎月末日にLENDEX LOANから報告を受けることにより分別管理が行われていることを確認します。

③ 当社における分別管理の実施状況

当社の業務部の経理担当者が毎日定期的に預金口座の入出金状況、信託銀行への信託の状況を確認するなどして、分別管理の状況を確認します。また、当社の代表取締役は経理担当者が確認を行った内容について、毎月末日から5営業日以内に報告を受けることにより分別管理が行われていることを確認します。

(10) 本借入人とお客様の接触の禁止

① お客様による本借入人との接触の禁止

お客様は、本借入人等に対し、貸付に関する直接又は間接の接触（LENDEX LOANを介しての接触を除く。以下同じ。）をしてはなりません。

② お客様が本借入人と接触した場合の措置

お客様は、前項に反し、本借入人等に直接又は間接の接触をした場合、当該接触行為が貸金業法に違反する可能性があることを確認するとともに、本匿名組合契約に基づく分配について他の匿名組合員に劣後することを承諾していただきます。

③ 本借入人等によるお客様との接触の禁止

本借入人等は、本匿名組合員に直接又は間接の接触をしてはならないこととされています。

## 出資対象事業の経理に関する事項

- (1) 貸借対照表及び損益計算書  
新規の募集となりますので、現時点ではありません。
- (2) 出資対象事業持分の総額  
新規の募集となりますので、現時点ではありません。
- (3) 発行済みの出資対象事業持分の総数  
新規の募集となりますので、現時点ではありません。
- (4) 配当等に関する事項
  - ① 配当等の総額及びお客様に対する配当額  
配当の総額は、借入人に対する貸付金額、貸付利率、貸付期間に従って決定されることとなります。お客様への配当額は、配当の総額に本匿名組合員出資金割合を乗じて算出した金額となります。
  - ② 配当等の支払方法  
配当は、匿名組合契約約款第6条から第13条までの規定に従って、お支払いいたします。但し、配当は当社の預託金専用銀行預金口座に送金されるため、お客様ご自身の銀行口座へ預託金等の返還を希望される場合は、別途、本ホームページ上にて出金依頼手続きを行っていただきます。なお、その際の銀行振込手数料は当社の負担とさせていただきます。
  - ③ 配当等に対する課税及び税率  
配当に対しては、支払時に20%の源泉所得税（平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に確定した利益配当に関しては復興特別所得税を含めた20.42%）が徴収されます。なお、税率は現在のものであり、将来にわたって保証されるものではありません。
- (5) 総資産額、純資産額、営業損益額、経常損益額及び純損益額  
新規の募集となりますので、現時点で該当するものではありません。
- (6) 自己資本比率及び自己資本利益率  
新規の募集となりますので、現時点で該当するものではありません。
- (7) 出資対象事業が有価証券以外の資産に対する投資を行う事業である場合にあっては、当該資産に関する事項
  - ① 資産の種類ごとの数量及び金額  
お客様の出資の対象となるのは、複数の借入人に対する貸付債権（但し、各々の借入人との契約期間の相違、期限前返済その他の事由により、匿名組合契約の期間中に複数でなくなる場合があります。）であり、その金額はLENDEX LOANがこれら借入人との間で締結する各金銭消費貸借契約の合計金額となります。
  - ② 資産の金額の評価方法  
各金銭消費貸借契約における貸付金額の合計が貸付債権の評価額となります。
  - ③ 資産の総額に占める割合  
本営業における資産は、上記の貸付債権のみとなります。

(8) 出資対象事業に係る資金の流れに関する次に掲げる事項

- ① 事業型出資対象事業持分を有する者から出資または拠出を受けた金銭その他の財産の使途の具体的な内容および当該金銭その他の財産の各使途への配分に係る方針  
お客様より出資を受けた金銭は、営業者であるLENDEX LOANがローンファンドを構成する借入人との間で締結する金銭消費貸借契約の貸付債権に100%充当いたします。
- ② 事業型出資対象事業持分を有する者から出資または拠出を受けた金銭その他の財産に係る送金もしくは送付または管理もしくは保管を行う者の商号または名称および役割

商号	株式会社LENDEX	PayPay銀行株式会社	日証金信託銀行株式会社
役割	受け入れた預託金・出資金の送金、信託銀行に対する入出金指図	受け入れた預託金・出資金の保管および管理	受け入れた預託金に関する信託の受託

- (9) 事業型出資対象事業持分を有する者から出資または拠出を受けた金銭その他の財産に係る外部監査の有無および当該外部監査を受ける場合にあっては、当該外部監査を行う者の氏名または名称外部監査は実施しておりません。
- (10) 当社は、各決算期の翌月から起算して3か月を経過する月の末日までに、決算期中の本営業の概況、当該決算期にかかる配当金その他一般社団法人第二種金融商品取引業協会が定める「電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」第24条第1項各号の事項等について記載したファンド報告書を作成し、電子メール等適宜の方法を通じてお客様に交付します。
- (11) 本匿名組合契約に従って、LENDEXLOANからお客様に支払われる分配金の一部又は全てが元本の一部払戻しに相当する場合があります。

## お客様が匿名組合契約を締結していただくLENDEX LOANの概要

商号等	株式会社LENDEX LOAN	
本店所在地	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-1-11郁文堂青山通りビル5F	
資本金	50,000,000円 (令和7年7月1日現在)	
主な事業	貸金業 東京都知事(2)第31859号	
設立年月日	令和3年3月3日	
連絡先	電話番号	03-6427-1019
	FAX番号	03-6805-0151
	E-mailアドレス	info@lendexloan.jp
	企業URL	https://lendexloan.jp/

## 当社の概要

商号等	株式会社LENDEX 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2460号	
本店所在地	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-1-11郁文堂青山通りビル	
資本金	194,500,000円 (令和7年7月1日現在)	
主な事業	第二種金融商品取引業：関東財務局長(金商)第2460号 加入協会：第二種金融商品取引業協会	
設立年月日	平成12年8月1日	
連絡先	電話番号	03-6452-6922
	FAX番号	03-6256-9033
	E-mailアドレス	info@lendex.jp
	企業URL	https://lendex.jp
金融商品取引業協会	第二種金融商品取引業協会	

## 当社が契約する金融商品取引業務にかかる指定紛争解決機関

名称	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (通称：FINMAC)
所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館
電話番号	0120-64-5005

## 定義集

- (1) 「本営業」とは、LENDEX LOANが行う個別の金銭の貸付事業をいいます。
- (2) 「本貸付契約」とは、本営業に関してLENDEX LOANが締結する金銭の貸付契約をいいます。
- (3) 「本ローンファンド」とは、本借入人となろうとする者からの申込みに基づきLENDEX LOANが発行し、当社が私募の取扱いを行う匿名組合出資持分であり、本ホームページ上に掲載されるものをいいます。
- (4) 「本借入人」とは、本貸付契約の借入人をいいます。
- (5) 「取引口座」とは、お客様が当社に開設した口座をいいます。
- (6) 「本匿名組合員出資金」とは、お客様が本営業のために出資した出資金をいいます。
- (7) 「本匿名組合員出資割合」とは、本営業の匿名組合出資の合計額に占める本匿名組合員出資金の割合をいいます。
- (8) 「本ホームページ」とは、当社がインターネット上において、本匿名組合出資持分の取得の申込の勧誘等を行うために開設するページをいいます。

## 営業者報酬

LENDEX LOANは、本営業における各計算期間の末日に、下記の算式により算出される金額を取得するものとします（以下「営業者報酬」という。）。但し、同時点において営業者報酬に充てるべき現金がない場合には、営業者報酬の支払いは繰り延べられるものとします。

- (1) 遅延損害金等が発生しない場合  
営業者報酬の金額 =  $b - b \times (e \div a)$
- (2) 遅延損害金等が発生する場合  
営業者報酬の金額 =  $b - b \times (e \div a) + d - d \times (e \div a)$
- (3) 遅延損害金のみが発生する場合  
営業者報酬の金額 =  $d - d \times (e \div a)$ 
  - a. 営業者と借入人等との間で締結する本貸付契約で規定された年利率
  - b. 年利率aにて計算した借入人等が営業者に支払う利息の金額
  - c. 営業者と借入人等との間で締結する本貸付契約で規定された遅延時の年利率
  - d. 年利率cにて計算した借入人等が営業者に支払う遅延損害金の額
  - e. 案件毎に定める本匿名組合員の投資利回り（年利率）

## 条件表

## ■ 対象ファンドの内容

1	ファンド名	集団投資スキーム持分
2	申込期間	対象ファンドにおける申込期間
3	目標募集金額	対象ファンドにおける目標募集金額
4	最低成立金額	対象ファンドにおける最低成立金額
5	申込可能金額	対象ファンドにおける申込可能金額
6	出資者数制限	対象ファンドにおける出資者数制限
7	ファンド成立予定日	対象ファンドにおける成立予定日
8	運用期間	対象ファンドにおける運用期間
9	決算期	第一期の事業年度は、対象ファンド運用開始日から一年間とし、最後の事業年度は、直前の事業年度の末日の翌日から対象事業の完了の日までの期間とします。
10	予定利回り（年利）	対象ファンドにおける予定利回り

## ■ 貸付の概要

1	貸付予定金額	対象ファンドにおける受注金額
2	貸付実行日	対象ファンドにおける運用開始日の前日
3	弁済期	対象ファンドにおける運用終了日と同じ
4	利息	対象ファンドにおける利息
5	返済方式	期限一括返済利息毎月支払
6	遅延損害金	対象ファンドにおける遅延損害金